東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する第三回質問主意書

出者 鈴木貴子

提

東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」 (内閣衆質一八九第三八〇号)及び「前々回答弁書」 (内閣衆質一八九第三七三号)

まえ、再質問する。

前回質問主意書に対し、 「前回答弁書」 (内閣衆質一八九第三八〇号)では何ら誠実に答えていない。

「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三八〇号)を起案した者の官職氏名を明らかにされたい。なお、 部署

のみにならないよう誠実な答弁を求める。

前回質問主意書で、 「多数の民間人を犠牲にした無差別殺人ともいえる東京大空襲は、 ハーグ法

(武力

紛争法) に抵触すると考えるが、 政府の認識如何。 」と問うたが、 「前回答弁書」 (内閣衆質一八九第三

八〇号) では、 質問に対し、 誠実に答えていない。 いい加減な答弁書を閣議決定することは、 国民から選

ばれた国会議員ひいては国民を愚ろうするものと考えるが、政府の認識 如何。

三 改めて、多数の民間人を犠牲にした無差別殺人ともいえる東京大空襲は、ハーグ法(武力紛争法)に抵

触すると考えるが、政府の認識如何。

右質問する。